

# 第3期 福井県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）概要

## 1 目的

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、イノシシの健全な個体群の安定的維持を図りながら、農業、生活環境等への被害の防止・軽減を目的とする。

## 2 計画の期間

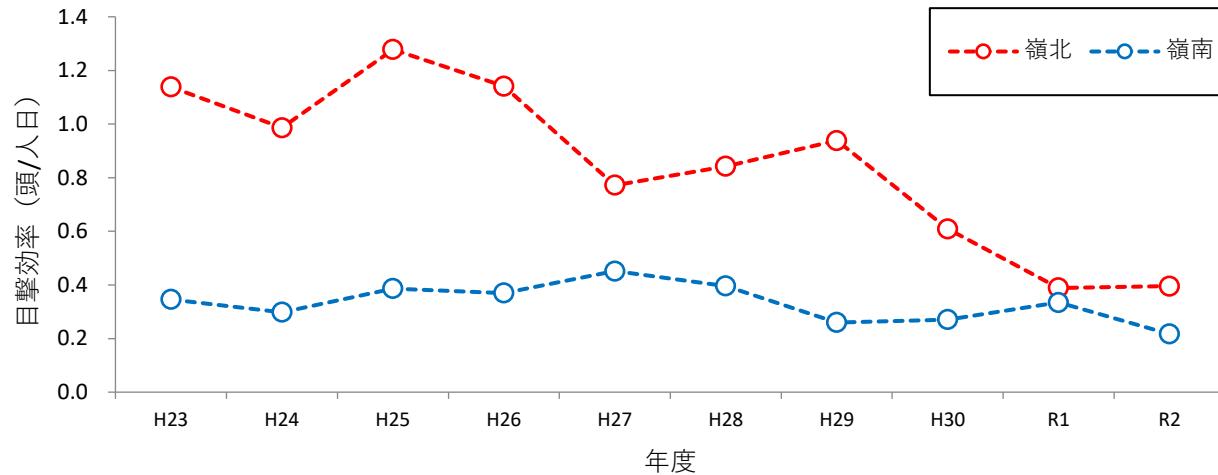
令和4年4月1日～令和9年3月31日

## 3 管理が行われるべき区域

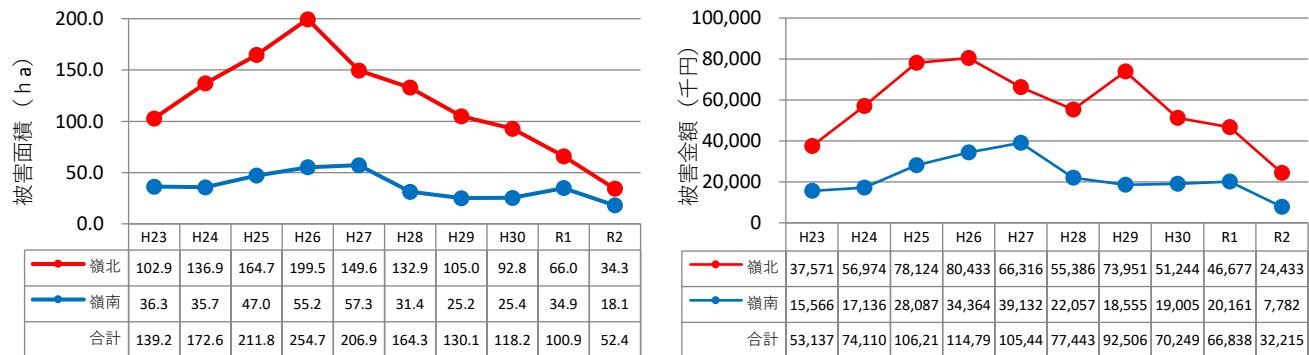
福井県全域

## 4 状況

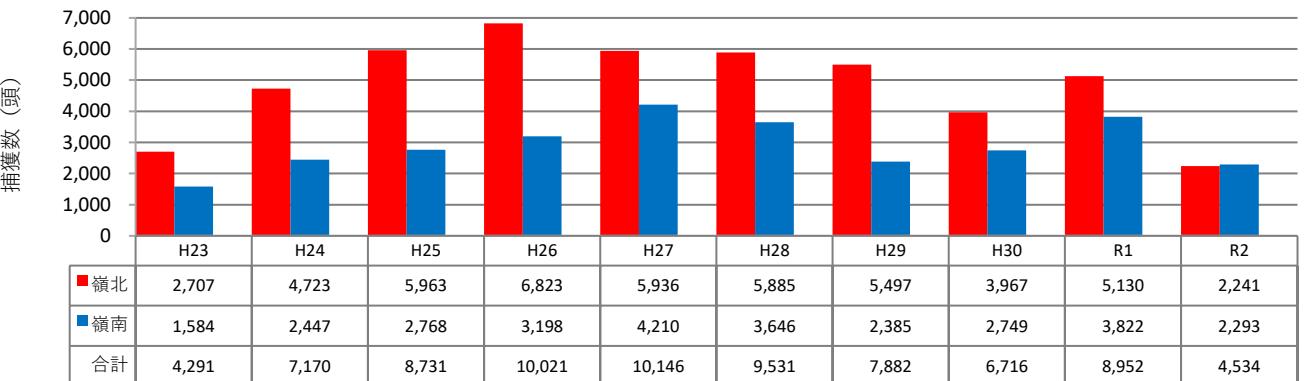
- ・生息状況：目撃効率は減少傾向にあることから、令和元年以降の豚熱ウイルスの感染拡大や捕獲強化により、生息数が減少したとみられる。



- ・被害状況：奥山や平野の中心部、沿岸の一部を除き全県的に発生しているが、捕獲の強化や防護柵整備の効果等により、被害面積・金額ともに減少した。  
(H28年:164ha 77,443千円 ⇒ R2年:52ha 32,215千円)

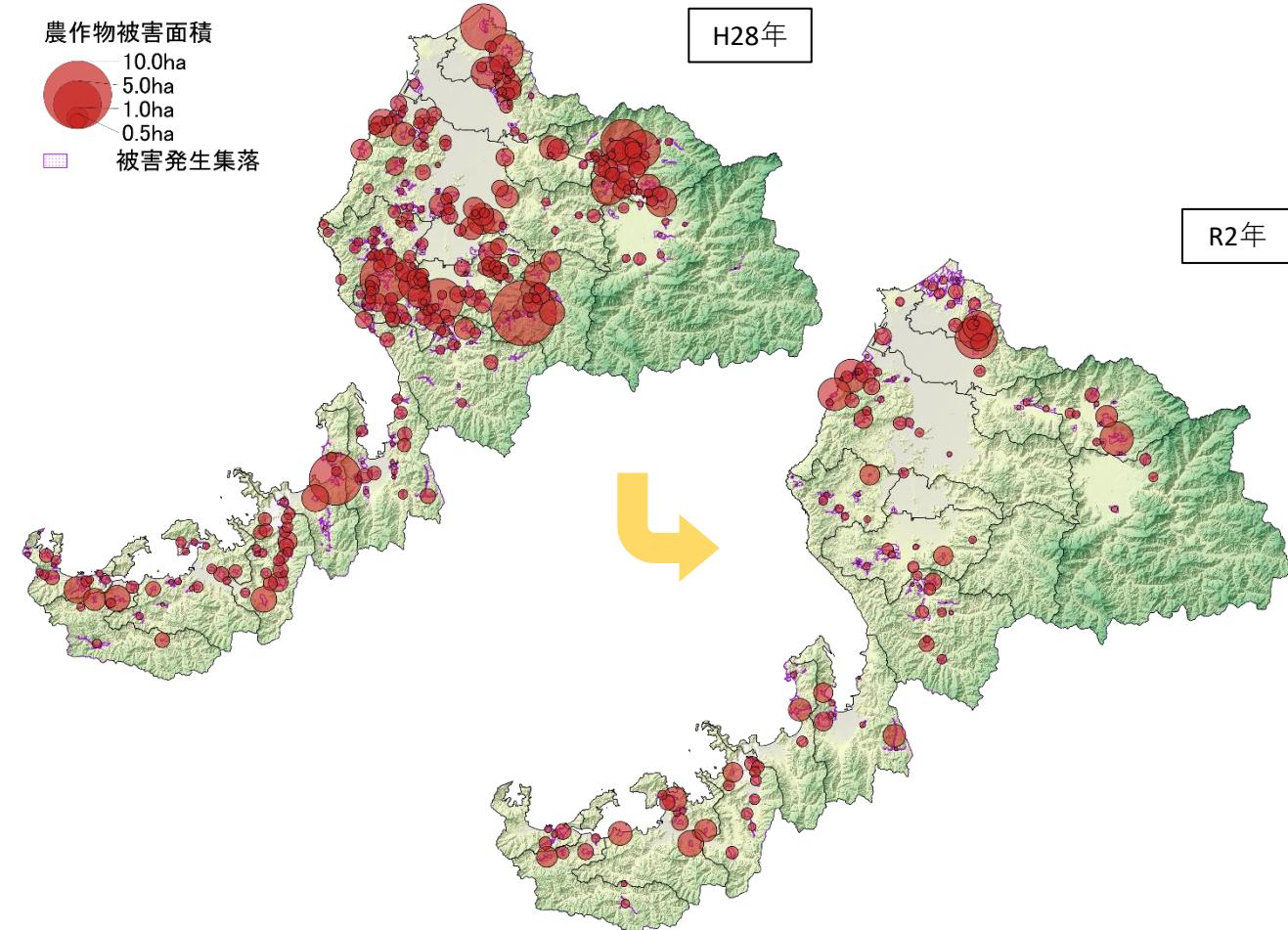


- ・捕獲数：令和元年度の捕獲数は、豚熱感染拡大防止のための捕獲強化により、前年度に比べ増加したが、令和2年度は半減した (H30年:6,716頭⇒R1年:8,952頭⇒R2年:4,534頭)。



## ○イノシシによる農業被害集落の分布

農作物被害面積



## 5 管理の目標

- ・令和2年の被害面積 (52.4ha：過去最小値) 以下に抑える。

## 6 個体数の調整に関する事項

- ・農地・集落とその周辺や里山に生息する加害個体および加害個体予備軍を対象とした捕獲強化を継続するとともに、養豚場へのイノシシによる豚熱ウイルス媒介を防ぐため、養豚場を含む地域でのイノシシの捕獲を強化する。
- ・県と市町は捕獲個体の処分方法についても検討を進める。
- ・狩猟期間を延長 [11/1～3/31※] する。 ※11/1～11/14および2/16～3/31は、わな猟に限定

## 7 捕獲体制の強化に関する事項

- ・有害鳥獣捕獲隊員確保のため、新たに狩猟免許取得や猟銃所持に必要な経費を支援する。
- ・集落住民等の捕獲補助者としての参画を促し、集落ぐるみによる捕獲実施体制の構築を支援する。
- ・有害捕獲体制の整備のため、市町に対して檻やわなの購入を支援する。

## 8 被害防除対策および生息地の保護・整備に関する事項

- ・県は市町、関係団体等との連携により被害状況の把握や侵入防止柵設置等の整備を支援する。
- ・住民主体の柵の維持管理や誘引物の除去など集落に寄せつけない環境づくりに関する知識・技術の普及を進める。

## 9 その他管理に必要な事項

- ・豚熱ウイルスの蔓延を防止するため、捕獲した個体を適切かつ確実に処分するとともに、捕獲作業による感染を拡大させることがないように、市町や狩猟者団体と協力して狩猟者や捕獲従事者に対し適切な防疫措置を指導する。